

象徴天皇制（天皇の権限・国事行為等を中心として）
〔最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会〕

平成15年3月6日

園部逸夫

・天皇制度の憲法上の位置付け

1．天皇制度の背景 - 歴史的変遷に見られる多面性

- (1) 統治機構の基軸
- (2) 社会規範の具現
- (3) 文化・学術の伝承・体現
- (4) 祭祀の継承

2．日本国憲法が定める天皇の地位

- (1) 象徴たる地位
「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」（憲法第1条）
- (2) 世襲による地位
「皇位は、世襲のもの」（憲法第2条）
- (3) 国民の総意に基づく地位
「主権の存する日本国民の総意に基く」（憲法第1条）
「国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」
（憲法第2条）

3．天皇の地位・権能と皇室諸制度

- (1) 国事行為制度
- (2) 皇位継承制度
- (3) 皇族制度
- (4) 皇室経済制度

・天皇の権能と行為

1 . 権能・行為のあり方 - 象徴の積極性と消極性

- ・積極的象徴：「天皇が象徴であるためには天皇が象徴的機能を果たす場の用意が必要」
- ・消極的象徴：「天皇が象徴であるためには受動的・消極的な機能であることが基本」

2 . 権能・行為の制度上の基準

(1) 国民主権から導かれる基準

- 「国民のために」国事行為を行う。
- 「内閣の助言と承認」により国事行為を行う。

(2) 象徴制度から導かれる基準

- 「国政に関する権能を有しない」。

(3) 世襲制度から導かれる基準

- 「摂政」「国事行為の臨時代行」は、いずれも皇族が就任資格を有する。

3 . 権能・行為のあり方と運用上の基準 - 行為分類論

(1) 二分説（国事行為，私的行為）

(2) 三分説（国事行為，公的行為，私的行為）

(3) 三分説（国事行為，公的行為，その他の行為（公的色彩のある行為・純然たる私的行為））

(4) 五分説（国事行為，公人行為，社会的行為，皇室行為，私的単独行為）

・国事行為等について

1 . 国事行為の分類

(1) 天皇の権能のありようと国事行為との対応関係による分類

- 「国政に関する」行為であるが、その実質的決定権が天皇以外の国の機関に帰属し、その結果儀礼的な行為となっているもの

- ・内閣総理大臣の任命（第6条第1項）
- ・最高裁判所の長たる裁判官の任命（第6条第2項）
- ・憲法改正，法律，政令及び条約の公布（第7条第1号）
- ・国会の召集（第7条第2号）
- ・衆議院の解散（第7条第3号）
- ・国会議員の総選挙の施行の公示（第7条第4号）
- ・栄典の授与（第7条第7号）
- ・国事行為の委任（第4条第2項）

- 天皇以外の国の機関による決定を天皇が「認証」するもの
- ・ 国務大臣等の任免，信任状等の認証（第 7 条第 5 号）
- ・ 恩赦の認証（第 7 条第 6 号）
- ・ 批准書その他の外交文書の認証（第 7 条第 8 号）
- 儀礼的な性格の事実上の行為
- ・ 外国の大使・公使の接受（第 7 条第 9 号）
- ・ 儀式の挙行（第 7 条第 10 号）

(2) 儀式の有無による分類

- 儀式を伴うもの，又は関連儀式が行われるもの
- ・ 内閣総理大臣の任命（第 6 条第 1 項） [親任式]
- ・ 最高裁判所の長たる裁判官の任命（第 6 条第 2 項） [親任式]
- ・ 国務大臣等の任免，信任状等の認証（第 7 条第 5 号） [認証官任命式]
- ・ 栄典の授与（第 7 条第 7 号） [勲章親授式]
- ・ 外国の大使・公使の接受（第 7 条第 9 号） [信任状捧呈式]
- ・ 儀式の挙行（第 7 条第 10 号） [新年祝賀の儀，他]
- 儀式を伴わないもの
- ・ 憲法改正，法律，政令及び条約の公布（第 7 条第 1 号）
- ・ 国会の召集（第 7 条第 2 号）
- ・ 衆議院の解散（第 7 条第 3 号）
- ・ 国会議員の総選挙の施行の公示（第 7 条第 4 号）
- ・ 恩赦の認証（第 7 条第 6 号）
- ・ 批准書その他の外交文書の認証（第 7 条第 8 号）
- ・ 国事行為の委任（第 4 条第 2 項）

2 . 象徴たる地位と国事行為等

(1) 「国政に関する」行為の意義と評価

(2) 国事行為の態様 - 儀式の意義

(3) 象徴たる地位と公的行為

3 . 行為の代行

(1) 摂政

(2) 国事行為の臨時代行